## SAGA2024佐賀市実行委員会 宿泊衛生専門委員会 第1回弁当部会

# SAGA-CITY

日 時:令和4年8月25日(木)午前10時~

会場:まるなかビル3階会議室

### SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会 第1回弁当部会 目次

◆ 報 告 第1号	•	項 第78回国民スポーツ大会の概要及び弁当部会について	1
第2号	异報告	SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会 弁当部会設置要項について	4
第3号	操告	弁当調製施設基礎調査の結果について	5
<b>◆ 審 議</b> 第1号	•	<b>項</b> 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調達要項(案)	7
第2号	景議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準(案) …	11
第3号	景議案	第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設募集要項(案) …	14
• •		<b>他</b> ジュールについて	19
(参考資 資料1		GA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会名簿 …	21
資料2	第78	3 回国民スポーツ大会佐賀市医事・衛生基本計画	22
資料3		GA2024佐賀市実行委員会第1回常任委員会において審議 された基本計画	23
資料4	SAC	GA2024佐賀市実行委員会会則	29
資料5	SAC	GA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程	33

### 第1号報告

# SAGA-CITY

第78回国民スポーツ大会の概要及び弁当部会について

SAGA2024佐賀市実行委員会事務局



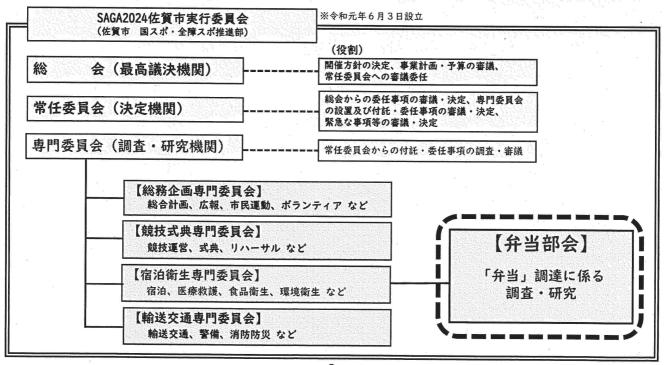
### (1) 第78回国民スポーツ大会(佐賀大会)の概要

項目	
目的	広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するととも に、国民生活を明るく豊かにしようとするもの。
主催者	日本スポーツ協会、文部科学省、佐賀県、 <u>会場地市町</u> 、 日本スポーツ協会加盟競技団体
開催期間	<ul> <li>○本大会 : 2024年   0月5日 (土) ~   0月   5日 (火)</li> <li>○会期前①: 2024年 9月5日 (木) ~ 9月   7日 (火)</li> <li>○会期前②: 2024年 9月2   日 (土) ~   0月   日 (火)</li> </ul>
	本大会  日間+会期前24日間の <u>約 カ月間</u> 、県内で各競技会が開催される
	※佐賀大会では競技会場の集中、宿泊施設不足等の本県特有の課題対策として、 会期を分散して開催することから、先催県より開催期間が長期になる。
実施競技	○正式競技 [本大会37競技] ○特別競技 [Ⅰ競技]
参加者数	約22,000人(選手·監督)

### (2) 佐賀市開催競技 (国民スポーツ大会 正式競技14競技・特別競技1競技)

No	競技	支名・種目名	種別	会場				
1	陸上競技		全種別	SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム				
		競泳	全種別	SAGAサンライズパーク SAGAアクア				
2	水泳	飛込	全種別	SAGAサンライズパーク SAGAアクア				
2	17/17	水球	少年男子・女子	SAGAサンライズパーク SAGAアクア				
		アーティスティックスイミング	少年女子	SAGAサンライズパーク SAGAアクア				
		0		SAGAサンライズパーク SAGAスタジアム				
3	サッカー		******	SAGAサンライズパーク セカスタ				
3	99%-		成年女子・少年女子	SAGAサンライズパーク ボールフィールド				
			e II e	佐賀市健康運動センター				
4	テニス		<b>人</b> 括则	SAGAサンライズパーク テニスフィールド				
	7-4		全種別	佐賀県立森林公園テニスコート				
5	ボート		全種別	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場				
6	バレーボール	3.7	成年女子	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ				
	1.0	競技	全種別	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ				
7	体操	新体操	少年男子・少年女子	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ				
	* 10	トランポリン	男子・女子	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ				
8	フェンシング		全種別	SAGAサンライズパーク SAGAプラザ				
9	柔道	The s	成年男子・少年男子・女子	SAGAサンライズパーク SAGAアリーナ				
10	ライフル射撃	25m	成年男子	佐賀県警察学校				
11	ラグビーフット	ボール	成年男子・少年男子・女子	SAGAサンライズパーク ボールフィールド				
12	カヌー	スプリント	全種別	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場				
13	クレー射撃	トラップ・スキート	成年	佐賀県射撃研修センター				
14	ボウリング		全種別	ボウルアーガス				
15	高等学校野球	硬式	W.)_	さがみどりの森球場				

### (3) SAGA2024佐賀市実行委員会組織図



### (4) 弁当部会について

宿泊衛生専門委員会

### 弁当部会

### ○部会の役割・組織 (SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程)

- 第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、<u>専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。</u>
- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者(以下「部会委員」という。)をもって構成する。

### ○任期等 (SAGA2024佐賀市実行委員会会則)

- 第7条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、<u>委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする</u>だだし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 4 委員等は、無報酬とする。

### (5) 弁当部会の役割

①佐賀市で調達する弁当の種類及び対象者(予定)

弁当の種類	対象者(15競技会の選手・監督、関係者)	調達予定数	
斡旋弁当	選手・監督、視察員、報道員、競技会係員等の希望する者	約5万個	
支給弁当	大会・競技(会)役員、競技補助員、ボランティア等	ボリコノブ   四 (RI年茨城大会実績より)	

②弁当部会の役割(部会委員に専門的立場より調査・研究及び助言をいただきたい内容)

調査研究項目	詳細
(1) 弁当調製施設の選考に関すること	<ul><li>・弁当調製施設調査への助言(情報提供など)</li><li>・弁当調製施設選考基準及び公募要項の作成</li><li>・弁当調製施設の選考及び指定</li></ul>
(2) 弁当メニュー・食材に関すること	・メニュー及び食材の検討→試食会の実施 ・弁当容器、料金の検討 ・栄養価(カロリー)検討
(3) その他	<ul><li>・弁当調達要項の作成</li><li>・弁当表示ラベル内容の検討</li><li>・各種検査への協力(食品衛生監視票、検便等)</li><li>・食品衛生講習会等への講師派遣</li></ul>

### 第2号報告

R4.2.28 宿泊衛生専門委員会決定

SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程 第7条の規定に基づき、宿泊衛生専門委員会弁当部会の設置に関し、必 要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び調査研究事項)

- 第2条 名称は、SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会 弁当部会(以下「部会」という。)とする。
- 2 部会の調査研究事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 弁当調製施設の選考に関すること。
  - (2) 弁当メニューに関すること。
  - (3) その他弁当に関すること。

### 弁当調製施設基礎調査の結果について

### 佐賀市基礎調査結果

### (1)調査内容

・目的:本市開催競技会への弁当提供可能数を把握し、弁当調製施設選考の参考にす るため

・期間:令和4年5月11日~6月10日、6月24日(追加分)

内容:施設概要、協力意向、提供可能数、配達・回収、衛生管理体制等

・対象:食品衛生法の飲食店営業許可がなされている市内施設で法人申請分96施設

### (2)調査結果

発送数	不達数	調査対象	回答数	回答率	協力可能 施設数	協力未定 施設数	協力不可 施設数
(a)	(b)	(c)=(a-b)	(d)	(d/c)	(e)	(f)	(g)
96	1	95	30	31. 57%	14	1	15

提供可能食数		1000食	500 食	300食	200 食	100食	50 食	50 食
		~	~	$\sim$	~	~	~	未満
		1			4	4	3	2
サンプル提供	可	1			3	2	3	2
	不可					1		
単価に応じた	可	1			4	3	3	1
調製	不可							
	3 日				1		1	
日替わりメニ	4 日						1	1
ュー提供可能	5 日	1						
日数	6 日				1			
	7 日					2	1	
発注数の変更	2 日以上前				1	2		
等(前日の何	11:00					2		
時の受付まで	12:00				2		1	2
可能か)	14:00				1		1	
-1 HEW-)	15:00	1					1	
弁当付属品・	可	1			4	4	3	2
おしながきの提供	不可							
伊沙古に関す	配達・待機可	1			1	2		
保冷車に関す	配達のみ可					1		1
る状況	待機のみ可							

提供可能食数		1000 食	500食	300食	200 食	100食	50 食	50 食
		~	~	$\sim$	~	~	~	未満
		1			4	4	3	2
弁当ガラの回収	可	1			4	2	2	1
かヨガノの固収	不可					2	1	1
「大規模調理施設	実施している	1			2	2	1	1
衛生管理マニュア	実施なし				2	2	2	1
ル」に基づく対応	実施なし: 実施可				1		1	
ル」に至って利心	実施なし: 不可					2		
HACCP に沿っ	実施している	1			4	4	3	2
た衛生管理	実施なし							
食品賠償保険	加入している	1			4	2	3	2
等の加入	加入していない					2		
	実施している	1			2	2	1	1
検食の実施状況	実施なし				2	2	2	1
快良の天旭状化	実施なし: 実施可				1	2	2	1
	実施なし:不可							
調理従事者の検	実施している	1			3	2	1	1
便の実施状況	実施なし				1	2	2	1

### 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調達要項(案)

### 1 趣旨

この要項は、佐賀市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA 2024国スポ」(以下「SAGA国スポ」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者(以下「大会参加者」という。)に 斡旋し、又は支給する弁当の調達について、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

SAGA2024佐賀市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、 関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達に係る業務を実施する。

### 3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成する。

### 4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 斡旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に斡旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

### 5 調達期間

調達期間は、斡旋弁当にあってはSAGA国スポの開催期間(公式練習日を含む。)、支給弁当にあってはSAGA国スポの準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

### 6 弁当の料金

弁当の料金は、第78回国民スポーツ大会(佐賀県)宿泊要項に準じるものとする。

### 7 弁当調製施設の指定

- (1) 弁当調製施設の指定は、宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会(以下 「部会」という。)において選定し、実行委員会が行う。
- (2) 実行委員会は前号の規定により弁当調製施設を指定するときは弁当調製施設指定書(様式第1号)を交付する。

### 8 指定取り消し

指定取り消しは、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他実行委員会が不適当と認めたとき。

### 9 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所の設置及び運営は、実行委員会が衛生上の安全確保に配慮し適 正に行う。

### 10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に 定めるものとし、必要に応じて部会において調査研究を行う。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### (様式第1号)

### 弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

SAGA2024佐賀市実行委員会 会長 坂井 英隆

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」及び競技別リハーサル 大会における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施 設 名	
所 在 地	
代表者名	
適用期間	

第1号議案 参考資料

### 『弁当調達要項』比較表

	『弁当調達要項』比較表							
項目	宇都宮市【第77回】	津市【第76回】	鹿児島市【第75回】※延期	水戸市【第74回】				
目的趣旨	[目的] この専項は、李都宮市で開催する「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とち ぎ大会」(以下、「大会」という。)に参加する選手、監督、役員、提家 、職選員その機関係者(以下「大会を参加者」という。)に斡旋し、又は支 結する弁当の関連について、必要な事項を定めることを目的とする	員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調達につい	[趣旨] 「東省」 の要拠は、「第75回国民体育大会産児島市宿泊基本計画」に基づき、第75 回国民体育大会 「部合動かごしま団体」に参加する選手・監督、役員、 機製員、報道県がその他間係者(以下「大会参加者」という。) に提供す 6 弁当の間違について必要な事項を定める。	[目的] この要別は、水戸市で開催する部外回回既体育大会「いきいき決地やめ国体」(似下「関係」という。)に参加する選手、監督、役員、視察員、報道 見その他関係者(以下「国体参加者」という。)に接換し、又は支給する弁 当の副連について、必要な事項を定めることを目的とする。				
実施方法	【実施方法】 大会を加着の予修課達に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、 いちご一会とちず国体・とちぎ大会字都宣布実行委員会(以下「布実行委員 会」という。)が実施するものとする。	[実施方法] 三重とこわか眼体・三重とこわか大会津市実行委員会(以下、「実行委員 会」という。)は、関係機関・関係組体等の協力を得て、三重とこわか個体 の各額技会における弁当調達業務を実施する。	(実施方法) 燃ゆら感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会(以下「実行委 員会」という。)は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調 遠業務を実施する。	【実施予注】 国体を由者の中当議議に係る業務は、関係機関、関係団体等の協力を得て、 いきいき 茶城中の国体・いきいち茶城中の大会水戸市実行委員会(以下「実 行委員会」という。)が実施するものとする。				
弁当調達計画	[弁当調達計画] 弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するも のとする。	[弁当調達計画] 実行委員会は、弁当の調達に当たり、あらかじめ必要数を把握し、適切な弁 当調達計画を作成するものとする。	【弁当課達計画】 弁当の課献については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当課達 計画を作成する。	【弁当開連計画】 実行委員会は、弁当の調連に当たり、あらかじめ必要数を把握し、適切な弁 当調連計画を作成するものとする。				
弁当の種類 対象及び調達期 間	【弁当の種類】 井当の種類は、次の多等に掲げるものとする。 (1) 斡旋弁当 選手、監督、視察員及び報道肌に斡旋する弁当をいう。 (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。 (3) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。 [編建期間] 調達期間は、斡旋弁当にあっては大金の開催期間(公式練習日を含む。)。 支給弁当にあっては大金の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち。 市実行委員会が必要と読める期間とする。	【弁当を提供する大会参加者及び種類】 総終非当、代会地か着から非当時を登成して提供する弁当をいう。)及び 支給弁当(実子受異会分介当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供 する参加者は、次のとおりとする。 (1)検験弁部の対象は、選夫、監督、視察員、報道員等とする。 (2)支給弁部の対象は、競技役員、競技補助員、競技会補助員等とする。 (2)支給弁部の対象は、競技役員、競技補助員、競技会補助員等とする。 (2)支給弁部の対象は、競技役員、競技補助員、競技会補助員等とする。 (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	【対象及び構造期間】 (1) 選手・監督等」という。)の うち弁訟を希望するもの意びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等(以 下で投算等)という。 を対象と下で (2) 弁部調達期間は、選手・監督等については大会開催期間(公式練習日を 含む。)、役員等については大会業務に従事する期間とする。	【弁当の種類】 井当の種類は、次の各等に掲げるものとする。 (1) 幹接弁当 選手、監督、視察員及び報道員に斡旋する弁当をいう。 (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。 (3) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。 [議連期間] 調連期間は、斡旋弁当にあっては国体の開催期間、支給弁当にあっては国体 の連構、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認め る期間とする。				
弁当の料金	[弁当の料金] 弁当の料金は、第77回国民体育大会(栃木県)宿泊要項に準じるものとす る。	弁当調製施設募集要項にて設定		[弁当の料金] 井当料金は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 斡旋弁当 (お茶付き) 900円以内(消費税別) (2) 支給弁当 (お茶付き) 900円以内(消費税別)				
指定及び取り消し	採弁当期無認の指定 計場期職能の可能之は、宿治衛生専門委員会に設置する弁当節会(以下「節会」という。)において選定し、宿治衛生専門委員会が行うものとする。 【指定取り消し】 指定取り消しは、前条の規定により受けた弁当調製施設が次の各号の いずれかに該当する場合に行うことができる。 (1) 食品衛生法やの間間(法との基づく計分の取り消し、営業の全部又は 一部の決止者しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。 (2) 食品衛生法やの間間(法とも悪づく数等の会び指揮に進やかに従わ ないこと。 (3) 弁当調製施設の重務を無断で第三率に委託したとき。 (4) その他事実行委員会が不適当と認めたとき。	毎当類型施設の指定及び取消し() (1)申当期数数はついては、基準に適合した申当期数数はから実行委員会 が指定する。 (2)実行委員会は、前項の規定により申当調製数数を指定するときは、弁当 期製数数指定着 (様式第1号) を交付する。 (3)実行委員会は、指定した計量調製数数が次のいずれかに該当するとき は、弁当調製級抵指定取消毒 (様式第2号) を交付し、その指定を取り消す ことが調製級抵指定取消毒 (様式第2号) を交付し、その指定を取り消す ことが、第4年に表して発生ので発生を受けまとき。 、着しくは期間を定めて停止を分を受けたとき。 つ 弁当調製業務を無断で第三者は一般が表したと。。 このは、第4年に表したとき。	日毎当職職総分相定及欠頭用」(1) (1) 弁裁調職総定はつれては、別に定める既かる感動かごしま関係機関島市 弁当調職能避難等委員会が選考した施設のかから実行委員会が指定する。 分の表動かごしま即体機形局市弁当期製施設度書(根式第一号)を交付する。 る。 (3) 実行委員会は、指定弁当調製施設度書(根式第一号)を交付する。 (3) 実行委員会は、指定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その規定を取り消すことができる。 (7) 実行委員会は、指定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その対定を取り消すことができる。 (4) 実行を員会がでは上級分等を掲行改長分を受けたとき。 イ食品階生間保持令に基づく指導に速やかに使わないとき。 フキ当期製業所業を手に着せ、たとき。 エその他、実行委員会が不過当と認めたとき。	日新当期施設の指定)  東行祭原会は、信仰能生命門委員会弁当節会が選考した施設と協議し、適正 を認めた施設を弁当調製に係る施設(以下「弁当調製施設」という。)に指 定するものとする。      【指定取り用し】 実行委員会は、前条の規定により指定を受けた弁当調製施設が次の各号のい ずれいに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。 (1) 食品衛生法その他間保法令に基づく許可の取り消し、営軍の全部又は 一部の禁止者と、は開間を定めて同学に基分と受けたと。 (2) 食品衛生法その機関保治やに基づく辞句を見かしたとき。 (3) 弁当調製施設の業務を機断で第三章に委託したとき。 (4) ぞの他表行委員会が不適当と認めたとき。  (4) その他表行委員会が不適当と認めたとき。				
弁当引換所の設 置及び運営	[弁当引換所の設置及び運営は、衛生上の安全確保に配應し適正に行う ものとする。	[弁当引換所の設置及び運営] 競技条場内に弁当引機所を設置し、保健所等関係機関の指導に基づき、衛生 上の安全確保に配慮した適正な運営を行うものとする。	【弁当引換所の設置及び運営】 実行委員会は、弁当引機所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切の運営を行う。	[弁当引換所の設置及び運営] 実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、衛生上の安全確保に配慮した過正な運営を行うものとする。				
その他 準用 補則	[準用] 第2本から前条までの規定は、宇都宮市で開催される競技別リハー サルル会について準用する。 [補則] (1) この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別 に定めるものとし、必要に応じて都会において閲覧研究を行うものとする。 (2) いちご一会とちぎ大会における弁当問項業務については、いちご一会 とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が主体となって実施する。	【その他】 要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。	【その他】 (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に 定めも。 (2) 競技別リハーサル大会においては、競技団体からの依頼があった場合、 本要項もの規定に準じ、5 (1) で指定する弁当調製施設を斡旋する。	【準用】 第2表から前条までの規定は、水戸市で開催されるリハーサル大会について 準用する。 【補削】 この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。				

### 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準(案)

### 1 趣旨

この基準は、佐賀市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA 2024国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係 者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考を行うために必要な事項を 定める。

### 2 対象施設

- (1) 所在地の市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 佐賀市内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 佐賀市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

### 3 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付衛食第85号)などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (4) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等 清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者(容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く)に対し、競技会開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること(赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウィルス)。
- (6) 食品賠償保険等に加入していること。

### 4 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、1回100食以上であること。
- (2) 前日午後6時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定 した弁当を午前11時までの納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。

- (4) 佐賀市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) SAGA2024佐賀市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が 指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

### 5 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車など適切な温度管理のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。
- (2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・ お手拭き及び持ち運び用袋の提供ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。
  - ア 弁当の名称
  - イ 原材料名 (アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。)
  - ウ 添加物 (アレルゲンを含む。)
  - エ 消費期限 (時刻まで表示)
  - 才 保存方法
  - カ製造所所在地・製造者名
  - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
  - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
  - ケ 持ち帰りを禁止する表示
  - コ その他実行委員会が指示する表示
- (5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。

### 6 その他

- (1)本市で開催する競技別リハーサル大会における弁当についても、必要に 応じてこの基準を準用する。
- (2) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。

第2号議案 参考資料

### 『弁当調製施設選考基準』比較表

項目	字都安市 [第77回]	"开当調製施設選考臺達市 [第76回]	廉児島市【第75回】※延期	水戸市【第74回】
目的趣旨	[目的] この基準は、栄鬱室舎で開催する「いちご一会とちず間中・とちぎ大会」(以下「大会」 という。) に参加する選手、監督、役員、視察員、報選員その他関係者に執験し、又は支 結する升当の開散施設の選号基準について、必要な事項を定めることを目的とする。	【機関】 この基準は、三重とこわか関体が参与当該通過列に基づう、三重とこわか関体(以下、 「関係」という。)において三重とこわか関係・三重とこわか大会渉等実行委員会(以 下、「実行委員会」という。)が関係する升高の開業施設の通考基準を定める。	【目的 この基本は、産児島すで開催する第75日間長時有大・信息や占癌的かごしま開作。(以 下の基本は、産児島すで開催する第75日間長時有大・信息や占癌的かごしま開作。(以 に以下、大金物品を、という)、と指し、又は支給する并至の開覧機能の選手基本について、必要な事項を定めることを目的とする。	[目的] この基準は、水戸をて開催する第2年回園は特方大会「いきいき完殖かの関係」(以下「間 体」という。)に参加する場合、監督、役員、機能員、報道員その他関係者に斡旋し、又 は支給する弁当の顕微能の選号基準について、必要な事項を定めることを目的とする。
対象施設 立地条件 弁当調達体制	「大会に対象があり、このでは、このでは、 を大きない。	「対象施設」 (1) 食品販売油に基づく従業請可を受けていること。 (2) 津舎的に本社又は製油所を有する井台離製施設であること。	「国際指揮大会に対しての理解に扱う」 大会に主張等のあり、他の多点動かでしまり、自然中、かごしま大会商見島宇実行委員会(以下 「指行委員会」という。)が行う手間諸重義和に対して協力的だちること。 不可能は重視者の受罪力を参加する。 中の当該連盟者の受罪力を参加する。 定計・国際地震制御国工において何声の実際の主義がであること。 「国際会界」というでは、 「国際会界」というでは、 「国際会界」というでは、 できる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	「日春施設」 (1) 制度機能ができない。 (1) 制度機能が関できない。こと、 (1) 制度機能が関できない。こと、 (2) は、 (2) は、 (3) は、 (4) は、 (4) は、 (4) は、 (5) は、 (5) は、 (6) は、 (7)
施設の衛生管理	【協談の歴史報】 (1) 選申物において適会3年間に食中者発生の幸和差がないこと。 (2) 食品を監察機関が開意時点においてのも成立だらること。 (3) 食品を監察機関でコンアが、(4) (4) 名号の2 名目再生産生活発生制策 別・実践であること。 (4) HACOPに沿った機を管理に取り組む場、総合の管理研究の登場が企品報法 (5) 就算として、選付料の2000年のことによりの関係としてAG等で選及で (5) 就算をして、選付料の2000年のことによりの関係としてAG等で選及で (6) 機関は各に関係する7年に対しておいての (6) 機関は各に関係する7年に対しておいての (6) 機関は各に関係する7年に対し、大会関係的の1月以内に以下の項目について実 所すること(64回)から4年の場所・2000年の連合地大規模がよりへ入へ(20円))。 (7) 食品階級機関に加入していること。 (8) 実行委員会から指摘された事項を収集することが可能であること。	「無政の原生契則」 () 予報の単一、 京中毒発生等により食品発生地に基づく言葉等止めた を対すていない。 () 予報の単一、 () 予報の上述の「、() 予報の上述の「、() 予報の上述の「、() 予報の上述の「、() 予報の上述の「、() 第二、 () 予報の上述の「、() 第二、 () 第二、 (	【協談の歴史報】 (1) 地名名 年間、伊き希性生の単純版がないこと (年成31年2月22日版在) (2) 地名高地工程表示が成功的において60点以上であること。 (3) 地名地工程表示が成功的において60点以上であること。 東京で45とと、たり、日本のマースを必要しませた。 東京で45とと、たり、日本のマースを必要しませた。 及び(5) にはい実験すること。 (4) 地倉性は、国際力を高之とに50点版をすること。 (5) 地倉性は、国際力を高之とに50点版をすること。 (5) 地倉性は、国際力を高之とに50点版をすること。 (5) 地倉性は、国際力を高之とに50点版でからず後度と使じていて40歳以上の4分にを対して40歳以上の4分に対した4分にあると対した4分にあると対した4分にあると対した4分にあると対した4分にあると対した4分にあると対した4分にあると対した4分にあると対した4分にあると対した4分にあると対した4分にあると対した4分にあると対した4分に対した4分にあるとがよりままとがよりまするとがあるとがあるとがあるとがあるとがあるとがあるとがあるとがあるとがあるとがあ	(協議の施生管理) 無限の施生管理について、次のすべての要件を満たしていること。 (1) 通性等法において最左当時間中者の非常数がないこと。 (1) 通性等法に対して最左当時間中者の非数数がないこと。 (3) 調理貨業者に、副期報報報の1人別点に機能を実施すること。この場合における核資項目は、参照第、サルモネラ福馬、勝管金金人開闢((+)57,0-26) 及びノロウ (4) 核資本のよびに以下でご開業とはあることにか問題をビニール保等消度を容器に (5) 「大量調理機能を管理でニッカト((金) 4年 3月 2日
施設の調製能力	振展の問題を介 (1) 大会時報何可能数が、平日、土曜日、日曜日、祝日とも1日300歳以上であるとと。 と。 (2) 大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	「総数の問題の) (の) 大会中の規模可能数が、項目に関わりなく   日あたり最大2 0 0 食以上であること。 (2) 第単になりた課題が可能であること。 (3) 単単になりた課題が可能であること。 (4) 原本性に対象を表及以上重要最高を報酬的に採用する場。非常の特色を活かした弁当の競技が可能である。 (5) の、企業を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	「職員の問題化力」 (リー大会機関の問題化力) (リー大会機関の可能性が、手間、上曜日、日曜日、祝日とも1日300歳以上であること。 (2) 朝日神後の日本での党立に対し、消費期限を当日の中後 2時までに設定した弁書を中 (1) 明日本に近した開催が可能であること。 (3) 原発表の少年は新聞か可能であること。 (3) 原発表の少年は極端を十名についている。場合の規模が可能であること。 (3) 原発表の少年は極端を考定したパランスの乱・場立の規模が可能であること。 (3) 原発素の少年は極端を考定したデランの乱・場立の規模が可能であること。 (3) 原発素を少年に対している。場合の対域が可能であること。 (3) 東行会が関係でするできる。は極端をつき続い可能であること。 (3) 東行会が見が表している。	国政府の展開を介 都会、最後の開展が立ていて、次のすべての景件を頂たしていること。 (1) [1300歳以上の関係が可能であること。 (2) 前日の半後との関係が可能であること。 (2) 前日の半後での党北で、東海開発を自日の十段 2時に設定した弁当を午前11 (3) 就人の日報かりが、6日以上工程であること。 (3) 就人の日報かりが、6日以上工程であること。 (4) 無料がしたがある以上記録を書から出た。 (5) 業体のシストの19年間であること。 (5) 業体のシストの19年間であること。 (7) 実体のシストの19年間であること。 (7) 実体のシストの19年間であること。 (7) 実体の支援を対しているサールがで表示できること。 (7) 実体の支援 カールタールの一般で表示できること。 (7) 実体の支援 カールタールの一般で表示できること。 (7) 実体の支援 カールタールの一般で表示できること。 (7) 実体の対象とで表示とない。 10 実体の対象とで表示とない。 11 実体の対象とで表示とない。 12 実体の対象とない。 12 実体の対象とない。 (6) 実体の対象とない。 (7) 実体の対象とない。 (8) 実体の対象とない。 (9) 実行を異々が限定すること。 (9) 実行を異々が限定すること。
施設の対応能力	ち続けを重止する国等の旅行委員を守備させる売が可能であること。 (5) 実行委員を受けてる日時に等級はできる日時にであるによりまる日本の経過であること。 (6) 東京等により大会や東東又は中止になった場合。東行委員会の指案に対応できること。 (7) 東行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。	「無数の対抗能力」 (以 実行資産を今を算定に及じて、弁当就立、試査弁当及び享責の資産が可能であるこ (1) 参加製造に機能限以下の項目をラベルシール等で表示ができること。 フ参加の基本 (で 連邦権人 (アレルゲン、資料本の無端の表示を含む。) フ参加の基本 (で 連邦権人 (アレルゲン、 2014年の無端の表示を含む。) フォール・フォール・フォール・フィール・フィール・フィール・フィール・フィール・フィール・フィール・フィ	「職務の対抗能力」 (1) 沖縄権化・連携では「産業を関係できる乗廃等による配達ができ、納入場所において弁当 (1) 対策制度が可能性であること。 (3) 東行教養を対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象 (3) 東行教養を対策をする日本文で開水に搬入てきること。また、同日に毎日参を取収で (3) 東行教養を対策でする日本文で開水に搬入てきること。また、同日に毎日参を取収で (3) 東行教養を対策でする日本文で開水に搬入てきること。また、同日に毎日参を取収で (4) 東行教養を対策でする日本文で開水に乗んてきること。また、同日に毎日参を取収す (4) 東京の本の本人等の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	(職務の対抗能力) 服务・指数の対抗能力( 15) 消離表又は保持機 (10で以下で保管で可能がもの)による能主的で記述ができ、 ((1) 消離表又は保持機 (10で以下で保管で可能がもの)による能主的で記述ができ、 ((2) 非有対無点として、お洗、割り場、 18機長、お手様えをが持っては 場の提供で値であり、かっ進とが規制が可能であること。 (3) 有数技会の製工にありせた党は、別、取収で可能であること。 (4) 新聞に対応、カンアル (信件書) 近く中の支充の関係が関係であること。 (4) 新聞について、実践で展介が、高級である。 (5) 新聞について、実践で展介が、高級である。 (6) 第二年ので、実践を実施で、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが
要件その他	「機力」 () 学校学の市税担任に消費税及が地方消費税の滞納がないこと。 (2) 学校等等あた期間検条例「件成23年条例第37号)第2条の暴力限及び基力問員 大工能機関係権ではないこと。 (4をの制) (4をの制) (4を) (4を) (4を) (4を) (4を) (5を) (5を) (6を) (7 ) (7 ) (	「その他」 この基準に変めるもののほか、必要な場合には別途協議をして変める。	「機計」 () 無党島市の市税益がに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 (2) 暴力開発による不当化行為の耐急等に関する法律(不成3年法律第77号)第2条第 2を出席する場所の第2の第条部の手に関する場の機関並だってもちの利益となる活動を行うまでないこと。 (現代別の10年代の10年代の10年代の10年代の10年代の10年代の10年代の10年代	(議員) 部名金 第2条から前条までの規定は、水戸市で開催されるリハーサル大会について準界 する。

### 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設募集要項(案)

### 1 趣旨

この要項は、佐賀市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA 2024国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係 者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を 定める。

### 2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達及び弁当容器の回収

3 応募要件

第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準を満たすこと。

### 4 応募方法

次の書類を「提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

- (1) 誓約書兼承諾書(様式第1号)
- (2) 調査票(様式第2号)
- (3) 食品衛生監視票の写し(応募日以前1年以内のもの)
- (4) 営業許可証の写し
- (5)納税証明書(市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できるもの)
- (6) 食品賠償保険証の写し

### 5 募集期間

令和4年10月3日(月)から令和4年12月2日(金)まで 持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで(※土曜日、日曜 日、祝日は除く)郵送の場合は締切日必着。

### 6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、SAGA2024佐賀市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が弁当調製施設を選定する。 選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

### 7 その他

- (1) 各様式は実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3)提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが実行委員会の弁当調製施設の選考業務に限り使用する(食品衛生指導、税の滞納調査のため関係機関にその写しを提供する場合がある。)。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、実行委員会の指示によるものとする。
- 8 提出・問い合わせ先

SAGA2024佐賀市実行委員会事務局 (佐賀市国スポ・全障スポ推進部 国スポ・全障スポ競技課内) 〒840-0831 佐賀市松原一丁目3番5号まるなかビル4階

TEL: 0952-40-7346 FAX: 0952-20-5008 E-mail: kokuspokyogi@city.saga.lg.jp

### 様式第1号

### 第78回国民スポーツ大会 佐賀市弁当調製施設 誓約書兼承諾書

- SAGA2024佐賀市実行委員会が行う弁当調達業務に協力します。
- 誓約書兼承諾書及び添付書類の記載事項については事実と相違ありません。
- 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設選考基準の内容を全て満たしていることを誓約します。
- 佐賀市暴力団排除条例 (平成24年条例第3号) 第2条の暴力団及び暴力団員又 は密接関係者ではありません。
- 本誓約書兼承諾書を以て選考基準の内容について関係官庁等に調査、照会をする ことを承諾します。

令和 年 月 日

SAGA2024佐賀市実行委員会 会長 坂井 英隆 様

所 在 地

応募者氏名(法人にあっては名称および代表者氏名) (自筆)

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

FAX番号

E-mail

### 添付書類

- (1)調査票(様式第2号)
- (2) 食品衛生監視票の写し(応募日以前1年以内のもの)
- (3) 営業許可証の写し
- (4) 納税証明書(市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できるもの)
- (5) 食品賠償保険証の写し

### 第78回国民スポーツ大会佐賀市弁当調製施設 調査票

ふり	がな	実行委員会記			欄	
施言	<b>設</b> 名			No.		
		> 10.18.45				
		(電話 — (FAX — (E-mail				)
1	国スポに提供可能な食数	平日 土曜日 日曜日 祝日	( ( (		食)食)食)	
2	前日午後6時までの受注、当日午前11時	<b>寺までの納入</b>		可	□ 不可	
3	単価に応じた調製			可	□ 不可	
4	佐賀市の特色を活かした弁当の調製			可	□ 不可	
5	栄養面及び食品構成を考慮したバランス		可	□不可		
6	実行委員会が指定する容器・包装紙等で		可	□ 不可		
7	メニューの日替わりが5日以上		可	□ 不可		
8	冷蔵車等による適切な温度管理のできる		可	□不可		
9	実行委員会が指定する弁当付属品の提		可	□不可		
10	実行委員会が指定する日時及び場所へ		可	□不可		
11	弁当容器に実行委員会が指定する項目 添付		可	□不可		
12	実行委員会が指定する日時に弁当献立、試		可	□不可		
13	荒天等による大会変更、中止による実行		可	□ 不可		
14	過去3年以内の食中毒の事故歴			有	□無	
15	「大量調理施設衛生管理マニュアル」の	実践		可	□不可	
16	HACCPに沿った衛生管理に取り組む 及び整備が食品衛生法等に基づき適正に	3等、施設の管理運営 こなされている		可	□ 不可	
17						
18	競技会開催前の1か月以内に検便検査	の実施		可	□ 不可	
19	食品賠償保険等への加入	17		可	□不可	
	施 が表 イ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	施設名 ふりがな 代表者名 所在地 〒 一  1 国スポに提供可能な食数  2 前日午後6時までの受注、当日午前11時 3 単価に応じた調製 4 佐賀市の特色を活かした弁当の調製 5 栄養面及び食品構成を考慮したバランス 6 実行委員会が指定する容器・包装紙等で 7 メニューの日替わりが5日以上 8 冷蔵車等による適切な温度管理のできる 9 実行委員会が指定する弁当付属品の提 10 実行委員会が指定する日時及び場所へ 11 添付 12 実行委員会が指定する日時及び場所へ 11 赤(付) 12 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試 13 荒天等による大会変更、中止による実行 14 過去3年以内の食中毒の事故歴 15 「大量調理施設衛生管理マニュアル」の記 16 HACCPに沿った衛生管理に取り組む 及び整備が食品衛生法等に基づき適正に 17 検食として、原材料及び調理済み食品こ 2 容器に密封し-20℃以下、2週間以上の2 18 競技会開催前の1か月以内に検便検査を	施設名  ふりがな 代表者名  担当者名  所在地 〒	施設名	旅設名   ふりがな   (大麦者名   担当者名   担当者名   所在地 〒	施設名   ふりがな   小りがな   小りがな   担当者名   担当者名   担当者名   担当者名     日本曜日   日曜日   日曜日

第3号議案 参考資料

	『弁当調製施設募集要項』比較表							
項目	宇都宮市【第77回】	津市【第76回】	鹿児島市【第75回】※延期	水戸市【第74回】				
目的	[目的] この要領は、宇都宮市で開催する「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」に参加する 選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製 施設の募集を行うために必要な事項を定めることを目的とする。	令和3年に開催する三重とこかが国体の非市開催競技において、選 手、監督をはじめとした大会参加者等の昼食を手配する弁当調製施設 を募集します。	意向調査を基に業者説 明会にて書類等の提出 について説明	弁当調達業務説明会 (業者向け)にて意志確 認書等の提出について				
業務内容	[業務内容] 昼食弁当の調製,会場への配達及び弁当容器の回収		14.50 (19.57)	説明				
応募要件	[応募委件] いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 宇都宮市弁当講製施設選考基準を満たすこと。	【成業要件】 (1) 三重とこわか関係津市井当調整施設選考基準を全て落たすこと。 (2) 法人事業税(事業を営む個人の場合は住民税)、固定資産税及び軽自動車税の 薄納がないこと。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2 集第2号に関ける最小団及び回業第6号に掲げる最力団員並びにそれらの利益となる 活動を行う者でないこと。						
		【弁当の種類及び単価】 弁当の種類及び単価については下記のとおりとする。						
弁当の種類及び 単価 応募方法	[応募方法] 次の関数を「損出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。 (1) 智勢書書米諸章(様式第1号) (2) 資金集 (2) 第2章、(2) 第2章、(2) (2) (4) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	理報						
募集期間	(6) 食品賠償保険証の写し (7) 法人の登記事項証明書 (応募日以前3か月以内のもの) 「募集期間」 令和2年9月1日(火)から令和2年9月30日(水)まで 排参の場合は年前8時30分から午後5時15分まで(※土曜日,日曜日,祝日は除 (2) 新奨の場合はは前日の最常	才 営業が可書の示し か 市税の実施計画者(原本) 中 智約日産業水道館(様式第3号) ウ 名品商信保険に加入している場合には保険証書等の写し ケ その後、実庁委員会が必要と認めるもの ※1 複数施設に下台高部製を予定で場合と関連してください。 「受行期間」 や和2年7月1日(水)から三重とこわか関体津市開催競技最終日 まで ま 30~17:15(白田祝日を除く)						
選定方法	[選定方法] 提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、市実行委員会が弁当調製施設を選 定する。選定の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。	[通考方法] 提出された書類に基づき審査を行い、実行委員会が弁当調製施設 を選定します。選定の結果は文書で通知します。						
その他	「その他」 (1) 各様式は市実行委員会のホームページからダウンロードすること。 (2) 書類の郵送費用等企業に要する費用は広島者の負担とする。 (3) 提出された書類は近時したい。また、必要に応じて複なすることがあるが市実行委員会の弁当調整要所に限り使用する。(食品商生起導、税の滞給期金のため間保御にそのアと使用する場合かる。) なお、法令等の規定に基づき関係で求められた場合を除き、第2者に提供又は開示しない。 (4) 弁当調解接及として選定され場合でも、発生を確約するものではない。 (5) 数量及び配達場所については、市実行委員会の指示によるものとする。	【その他の注意事項】 ア 応募機能をの設出書類は返炉しません。 イ この応募開紙の提出をもって弁当期関施設し、設定するもので はありません。また、弁当関制施設して研定された場合でも、 弁当の発注を確約するものではありません。						
提出・問い合わせ先	「競」・耐い合かせた。 7230-0029 年度を無縁端リリ丁目   番   号二度山会館内 宇都京西線・梅客者えポーツ大会局機技運賃割内 いちニー会と5日線トとちまえ中窓市等行長員会事務局 TEI: 022-078-0619 FAX: 022-078-0949 ホームページ: https://www.utsunomiyo-tochigikokutoi.jp/	【受性・関い合わせ】 三重とこかの理解・重量とこかが大会津等実行委員会事務局 (津市国体・権害者ズボーソ会会連局、競技運営課・運営調整担当) 〒514年-0056 津市北河副町1 9-1 メッセサイング・みえ2階 電話659-229-3610 FAX059-229-3610						

### これまでの経過と今後のスケジュールについて

日程		項目	内容	
令和4年度 2月28日		第2回宿泊衛生専門委員会	○弁当部会設置要項の決定	
		(書面開催)		
5月11日~		弁当調製施設基礎調査	○市内の弁当調製施設に対し、参加意思の	
	6月10日		有無や調製能力等についての調査	
	8月25日	第1回弁当部会	○弁当調達要項について	
			○弁当調製施設選考基準について	
			○弁当調製施設募集要項について	
	10月~	弁当調製施設公募	○選考基準に沿った弁当調製施設の募集	
	1月	第2回弁当部会	○弁当調製施設の選考について	
	2月	第3回宿泊衛生専門委員会	○弁当調製施設の指定	
	3月	弁当調達業務説明会	〇弁当調達業務について (業者説明会)	
令和5年度	4月	食品衛生講習会	○食品衛生講習会の実施	
	6月~	各リハーサル大会	○各リハーサル大会における弁当調達業務	
	11月	第3回弁当部会	○メニュー審査など	
	1月	第4回宿泊衛生専門委員会	○メニュー審査の改善報告を受けての最終	
			改善審査	
令和6年度	6月	第4回弁当部会	○試食会、箱デザイン、ラベル確認など	
	6~7月	食品衛生講習会	○食品衛生講習会の実施	
	9月~	SAGA2024国スポ	○国スポにおける弁当斡旋及び支給業務	

<sup>※</sup>今後の進捗において、変更がある場合もあります。

# (参考資料)

### SAGA2024佐賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会

(順不同・敬称略)

所属団体名	役職	氏名	備考
SAGA2024佐賀市実行委員会事務局	事務局長	鶴 光久	部会長
(公社) 佐賀県食品衛生協会佐賀中部支部	副支部長	川原 常宏	副部会長
(公社) 佐賀県栄養士会佐賀中部支部	会員	雪正 美和子	
佐賀県佐賀中部保健福祉事務所	衛生対策課 食品衛生担当 係長	橋本 喜泰	
佐賀市農林水産部農業振興課	地産地消推進係長	村岡 勝己	

合計 5名

【令和2年2月18日 準備委員会第1回宿泊衛生専門委員会審議】 【令和2年10月5日 準備委員会第2回常任委員会決定】

第78回国民スポーツ大会佐賀市医事・衛生基本計画

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2023国スポ」の医事・衛生については、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)が十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

### 2 内容

### (1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

### (2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

### (3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

### (4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適切な処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水による事故防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

【令和3年2月1日 実行委員会第1回総務企画専門委員会審議】 【令和3年5月31日 実行委員会第1回常任委員会決定】

第78回国民スポーツ大会佐賀市観光・接伴基本計画

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」(以下「SAGA国スポ」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の観光・接伴については、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

### 2 内容

### (1) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するとともに、SAGA国スポの開催機運や歓迎ムードを 高めるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

### (2) 案内所の設置等

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の多彩な魅力に触れていただくため、競技会場、主要駅等への案内所の設置やエクスカーションを提供する。

### (3) 休憩所の設置

大会参加者等が憩いの場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

### (4) 売店等の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を 促進するため、競技会場に売店等を設置する。

### (5) おもてなしの提供

関係機関・団体等の協力を得て接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

第78回国民スポーツ大会佐賀市リハーサル大会開催基本計画

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」(以下「SAGA国スポ」という。)に備えて本市で開催する競技別リハーサル大会(以下「リハーサル大会」という。)については、県の「SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「第78回国民スポーツ大会佐賀市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

### 2 大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

### 3 大会の運営

リハーサル大会は、原則としてSAGA国スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

### 4 内容

### (1) 実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

### (2) 競技運営

### ア 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、SAGA2024佐賀市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営に努める。

### イ 競技記録の収集及び速報

競技団体との緊密な連携のもとに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に 努める。

### (3) 式典

### ア 開・閉会式及び表彰式

開・閉会式及び表彰式(以下「式典」という。)は、競技団体と協議し、 競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

### イ 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

### (4) 施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則としてSAGA国スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限りSAGA国スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会の運営に必要な仮設施設については、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、整備する。

### (5) 競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、 不足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合 は、SAGA国スポでの使用を考慮し、必要最小限とする。

### (6) 広報・市民運動

SAGA国スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の機運を盛り上げるため、広報活動及び市民運動を展開する。

### (7) 観光・おもてなし

リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者(以下「リハーサル大会参加者」という。)並びに一般観覧者に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

### (8) 医事・衛生

リハーサル大会参加者及び一般観覧者(以下「リハーサル大会参加者等」という。)の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

### (9) 感染症の感染拡大防止

リハーサル大会参加者等が安心安全に参加できるように、国及び公益財団法 人日本スポーツ協会並びに各中央競技団体が策定する感染拡大予防ガイドラインを参考に必要な感染拡大防止対策を、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、 実施する。

### (10) 輸送交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を

利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

### (11) 警備・消防

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

### (12) その他

ア この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に 準じて実施する。

イ 第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024全障スポ」におけるリハーサル大会については、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会が主体となって実施する。

### 【令和3年2月4日 実行委員会第1回競技式典専門委員会審議】 【令和3年5月31日 実行委員会第1回常任委員会決定】

### 第78回国民スポーツ大会佐賀市式典基本計画

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」(以下「SAGA国スポ」という。)において本市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものとし、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、本市の特色を生かした式典とする。

### 2 内容

### (1) 開始式

開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。

### (2) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

### (3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

### 3 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、SAGA国スポに関するその他の式典については、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会(以下「県実行委員会」という。)が主体となって実施する。
- (2) 第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024全障スポ」における式典 については、県実行委員会が主体となって実施する。

### 第78回国民スポーツ大会佐賀市消防防災・警備基本計画

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」における消防防災・警備業務については、「第78回国民スポーツ大会佐賀市開催推進総合計画」に基づき、消防・警察その他関係機関等(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携のもとに、消防防災・警備体制の確立を図り、競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期することを目的とする。

### 2 基本事項

### (1)消防防災対策

- ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等(以下「競技会場等」という。)の 火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救 急・救助に関する対策を講じる。
- イ 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災に対する意識の向上を図る。

### (2) 警備対策

- ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な諸対策を講じる。
- イ 大会期間中には、警察その他関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、 犯罪の防止に努める。

### (3) 大規模災害・突発重大事案対策

佐賀市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を 講じる。

### (4) 関係機関との連絡調整

消防防災・警備業務の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

### 3 その他

第23回全国障害者スポーツ大会における消防防災・警備業務については、佐賀 県が設置したSAGA2024実行委員会が主体となって実施する。

### SAGA2024佐賀市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024佐賀市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、佐賀市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の 円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。
  - (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
  - (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
  - (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
  - (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
  - (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
  - (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。 第2章 組織

(組織)

- 第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
  - (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
  - (2) 佐賀市を代表する者
  - (3) 佐賀市議会を代表する者
  - (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

- 第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 10名以内
  - (3) 常任委員 50名以内
  - (4) 監事 2名

(役員の選任)

- 第6条 会長は、佐賀市長をもって充てる。
- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。 (任期等)
- 第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて 補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。
  - (1) 総会
  - (2) 常任委員会
  - (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。
- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。 ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使 し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、 出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を 開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員 とみなす。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理 する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の 規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告する ものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議 し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任 委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、こ

れを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において 報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議 決を経て解散するものとする。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、佐賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項 は会長が定める。

附則

この会則は、令和元年6月3日から施行する。

附則

この会則は、令和2年10月5日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この会則は、令和2年11月2日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に第78回国民スポーツ大会佐賀市準備委員会の委員、 役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれSAGA2024佐賀市 実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

### SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024佐賀市実行委員会会則(令和元年6月3日施行)第13条第3項の規定に基づき、SAGA2024佐賀市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにSAGA2024佐賀市実行委員会常任 委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

- 第3条 専門委員会に次の役員を置く。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024佐 賀市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。(会議)
- 第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決すること はできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代 理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。 この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員(あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会

を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者(以下「部会委員」という。) をもって構成する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。(委任)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年8月23日から施行する。

附則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。

### 別表 (第2条関係)

名 称		付 託 事 項	委任事項		
総務企画	1	開催推進総合計画に関すること。	左記付託する事		
専門委員会	2	広報及び市民運動に関すること。	項のうち、事業		
	3	観光及び接伴に関すること。	の実施に関する		
	4	他の専門委員会に属さない事項に	こと。		
		関すること。			
競技式典	1	競技に関すること。	左記付託する事		
専門委員会	2	式典に関すること。	項のうち、事業		
	3	施設に関すること。	の実施に関する		
	4	その他競技式典に関すること。	こと。		
宿泊衛生	1	宿泊に関すること。	左記付託する事		
専門委員会	2	医事及び衛生に関すること。	項のうち、事業		
	3	その他宿泊衛生に関すること。	の実施に関する		
			こと。		
輸送交通	1	輸送及び交通に関すること。	左記付託する事		
専門委員会	2	消防及び警備に関すること。	項のうち、事業		
	3	その他輸送交通に関すること。	の実施に関する		
			こと。		